

白川町住宅敷地災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月20日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第27号

白川町住宅敷地災害復旧事業補助金交付規則の一部を改正する規則

白川町住宅敷地災害復旧事業補助金交付規則（平成10年白川町規則第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 前条の規定により補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 豪雨、洪水又は地震その他の自然災害により、住宅敷地又はこれに隣接する土地（以下「住宅敷地等」という。）において、法面、擁壁、地盤その他住宅敷地等の構成部分に決壊、埋没又は流失等の被害を受けたものであること。</p> <p>(2) 被害を受けた住宅敷地が、本町内に住所を有し、現に生活の本拠として居住する者が所有し、又は居住に供する住家の敷地であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、隣接する土地の崩壊等により住宅敷地が直接的に被害を受け、又は住家の安全性に支障を及ぼすおそれがある場合には、その復旧に要する事業を補助対象とする。</p> <p>3 前2項に規定する「住宅敷地」とは、</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 前条の規定により補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 豪雨、洪水又は地震等の自然災害により、</p> <p>住宅敷地構成部分に決壊、埋没又は流失等の被害を受けたものであること。</p> <p>(2) 本町内に居住し、かつ、住所を有する者の所有又は居住に係る住宅</p> <p>の敷地であること。</p> <p>(3) 当該居住者が生活の本拠として、現に使用する住家に係る敷地であること。</p> <p>(4) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>当該住家の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の敷地のほか、当該住家の安全な利用のために一体的に機能している通路、擁壁、のり面、排水施設等を含むものとする。</u></p>	
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。</p> <p>(1) <u>住宅敷地等の保全に当然に必要な措置又は維持管理を怠つていたことが明らかであるもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(補助対象事業費)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) <u>敷地の保全に当然に必要な措置又は維持管理を怠つていたことが明らかであるもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(補助対象事業費)</p>
<p>第3条 補助対象事業費は、被災箇所の原形復旧に要する経費とし、この額が200万円を超える場合については、200万円とする。<u>ただし、激甚災害の指定を受ける等、町全体に著しい災害が発生した場合において、町長が特に必要と認めるとときは、別にその上限額を定めることができる。</u></p>	<p>第3条 補助対象事業費は、被災箇所の原形復旧に要する経費とし、この額が200万円を超える場合については、200万円とする。</p>
<p>(事業の採択)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、激甚災害の指定を受けるなど、町全体に大きな災害を被った場合に町長が特に必要と認めるときの補助対象事業費は、別に定めるものとする。</p>
<p>第5条 事業の採択を受けようとする者は、町単独補助事業採択承認申請書（<u>様式第1号</u>）に事業計画の内容等を明記して町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受けたときは、速やかに現地<u>調査</u>及び事業計画の内容<u>審査</u>を行い、事業がこの規則に定める<u>要件</u>に適合し、かつ、事業効果が<u>期待</u>できると認められるときは、補助事業採択を</p>	<p>第5条 事業の採択を受けようとするものは、町単独補助事業採択承認申請書（<u>第1号様式</u>）に事業計画の内容等を明記して町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請を受けたときは、速やかに現地<u>及び事業計画の内容を審査し</u>、事業がこの規則に定める<u>基準</u>に適合し、かつ、事業効果が<u>期待できる</u>と認めた場合<u>は、補助事業採択に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>_____承認し_____、町単独補助事業採択承認通知書（<u>様式第2号</u>_____）により<u>申請者</u>に通知するものとする。</p> <p>（承認前に実施した事業の取扱い）</p> <p>第6条 前条の採択承認を受ける前に事業を実施した場合_____は、特にやむを得ない事情があると<u>町長が認める場合</u>を除き、補助金交付の対象としない。</p> <p>（補助金の交付申請等）</p> <p>第7条 事業が完了したときは、申請者は直ちに補助金交付申請書兼事業実績報告書（<u>様式第3号</u>_____）を町長へ提出し、確認検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認検査により、事業が適正に完了したと認められたときは、町長は補助金の額を決定し、補助金決定通知書（<u>様式第4号</u>_____）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 申請者は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（<u>様式第5号</u>_____）を町長に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の返還等）</p> <p>第9条 町長は、採択承認した補助事業について、次の各号の<u>い</u>ずれかに該当する_____と認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（<u>補則</u>_____）</p> <p>第10条 （略）</p>	<p>について承認決定を行い、町単独補助事業採択承認通知書（_____第2号<u>様式</u>）により、<u>申請者</u>に通知するものとする。</p> <p>（承認前に実施した事業の取扱い）</p> <p>第6条 前条の採択承認を受ける前に事業を実施した<u>ものについては</u>、特にやむを得ない事情がある<u>もの</u>_____を除き、補助金交付の対象としない。</p> <p>（補助金の交付申請等）</p> <p>第7条 事業が完了したときは、申請者は直ちに補助金交付申請書兼事業実績報告書（_____第3号<u>様式</u>）を町長へ提出し、確認検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の確認検査により、事業が適正に完了したと認められたときは、町長は補助金の額を決定し、補助金決定通知書（_____第4号<u>様式</u>）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>3 申請者は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（_____第5号<u>様式</u>）を町長に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の返還等）</p> <p>第9条 町長は、採択承認した補助事業について、次の各号の<u>一</u>_____に該当する<u>事由</u>があると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（<u>その他必要な事項</u>）</p> <p>第10条 （略）</p>

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）～様式第5号（第7条関係）【別記 参照】

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年9月11日以後に発生した災害について適用す

る。

【別記】

様式第1号（第5条関係）

年度 町単独補助事業採択承認申請書

事業区分	災害復旧事業			
事業名	住宅敷地災害復旧事業			
施行箇所	白川町 (自治会名)			
事業計画内容	種目	規格	数量	その他事業の概要
工期	着手予定年月日	完成予定年月日		
施工の方法 (予定)	直接施行 請負(請負者名)			
上記による概算事業費			千円	
資金計画	受益者調達金	借入金	借入希望資金名及び 金融機関名	その他
	千円	千円		千円
受益概要	住宅敷地面積		その他必要事項	
受益者	裏面記載のとおり			
誓約事項	1 事業採択については町の方針に従い決定されて差し支えありません。 2 事業採択後のことについてはすべて町の指示等を遵守し受益者による 異議等は申し立てません。			

上記事業を住宅敷地災害復旧事業として採択承認願いたく申請します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

白川町長 様

事 業 施 行 位 置 の 概 要 図

--	--	--	--

役 場 記 載 欄

受付年月日	現地調査年月日	調査者名	
年 月 日	年 月 日		
事業採択の可否	採択	不採択	
採択査定事業費	千円	補助予定額	千円
指示 及び 処理 事項			

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

白川町長

町単独補助事業採択承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の事業について、町単独補助事業として採択しましたので、条件を付して通知します。

記

担当課名						
1 事 業 区 分	災 害 復 旧 事 業					
2 事 業 名	住 宅 敷 地 災 害 復 旧 事 業					
3 施 行 箇 所	白川町 (自治会名)					
4 施 行 年 度	年度					
5 種 目	規 格	数 量	そ の 他 事 業 の 概 要			
事業内容						
6 条 件						
(1) 本事業の施行に当たって、工事の都合上、採択内容に変更が生じた場合は、その旨を書面にて報告し、町の指導を受けその指示に従わなければならない。						
(2) 本事業を中止、又は予定の期間内に完了しない場合及び補助事業等の遂行が困難となった場合においては、書面において報告しなければならない。						
(3) 本事業が完了したときは、別紙補助金交付申請書兼事業実績報告書を、工事写真(工事前、工事中、完成)及び証拠書類を添付して、提出しなければならない。						
(4) 補助金の額は、上記書類により町において確認検査のうえ、決定し予算の範囲内において交付決定する。						
(5) 本事業の内容が採択基準に合致しなくなった場合は、採択を取り消すことがある。						

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

白川町長 様

住 所

氏 名

年度補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け 第 号で採択承認のあった、住宅敷地災害復旧事業を完了したので、白川町住宅敷地災害復旧事業補助金交付規則第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請（報告）します。

記

- | | |
|--------------|---------|
| 1 事 業 名 | 事 業 |
| 2 事業の所在地 | 白川町 地 内 |
| 3 事 業 実 績 額 | 円 |
| 4 町補助金申請額 | 円 |
| 5 添 付 書 類 | |
| (1) 事業実績書 | |
| (2) 収支報告書 | |
| (3) 工事写真 | |
| (4) 請求書又は領収書 | |
| (5) その他 | |

(1) 事 業 実 績 書

事 業 の 区 分	事 業 の 概 要	事 業 費	備 考
災害復旧事業		円	
事 業 の 効 果			
事 業 実 施	着工 年 月 日	完成 年 月 日	

(2) 収 支 報 告 書

収入の部

区 分	予 算 額	収入済額又は収入見込額	備 考
		円	
合 計			

支出の部

区 分	予 算 額	支出済額又は支出見込額	備 考
		円	
合 計			

様式第4号（第7条関係）

白川町指令 白 第 号
年 月 日

申請者

様

白川町長

補 助 金 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった 年度 住宅敷地災害復旧事業補助金については、白川町住宅敷地災害復旧事業補助金交付規則第7条第2項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

2 遵守事項

- (1) この補助金は、補助対象事業以外の経費に使用してはならない。
- (2) この補助金は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
 - ア 白川町住宅敷地災害復旧事業補助金交付規則に違反したとき。
 - イ 補助金交付の条件に違反したとき。
 - ウ 詐欺その他不正の行為があったとき。
- (3) この補助金の収支に係る関係書類は、整理保存し、町又は監査委員より監査請求がであった場合は、これを提出しなければならない。

様式第5号(第7条関係)

補助金交付請求書

請求金額 一金

円也 (部分払 精算払)

年 度	年度
指 令 額	円
前回までの 受 領 額	円

事業名 住宅敷地災害復旧事業
施行箇所 白川町 地内
補助指令 年 月 日
白川町指令 第 号

上記金額を交付されたく請求します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

白川町長 様

本事業は、 年 月 日 採択承認 完了調査 濟であることを証する。

課 氏名

上記請求金額を

口座(No.)

へ振込みしてください。